

狩野川水系流域委員会規約

(名称)

第 1 条 本会は、「狩野川水系流域委員会」（以下「流域委員会」という。）と称する。

(目的及び設置)

第 2 条 流域委員会は、狩野川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下、「河川整備計画」という。）策定後、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容について点検するにあたり、河川法第 16 条の二第 3 項及び第 7 項の趣旨に基づき、学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長（以下、「局長」という。）が設置する。

2. 流域委員会は、河川整備計画策定後、計画内容の点検の実施及び必要に応じて作成する河川整備計画の変更原案に関して意見を述べる。
3. 流域委員会は、河川整備計画に位置付けられる事業の計画段階評価及び再評価の対応方針（原案）並びに事後評価の対応方針（案）（以下、「事業評価」という。）について審議を行う。

(組織)

第 3 条 流域委員会の委員は局長が委嘱し、別紙のとおりとする。

2. 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
3. 局長は、委員に欠員等が生じた場合、必要に応じて委員の補充を行うことができる。
4. 委員長は、必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。

(委員会の成立)

第 4 条 委員会は、委員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(情報公開)

第 5 条 流域委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事要旨については公表する。但し、特定の個人・団体の利害に関すること、重要な希少種の位置情報など公開することが不適切な場合は、非公開とすることができる。

(会議)

第6条 流域委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は、流域委員会の議事を進行する。
3. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名するものが職務を代行する。
4. 会議の招集・開催は局長が行う。

(事務局)

第7条 流域委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所が行う。

2. 流域委員会で事業評価について審議を行う場合は、事務局に国土交通省中部地方整備局河川部を加える。
3. 必要に応じて、臨時に事務局以外の関係機関等を加える場合は、委員の了解を得た上で加えることができる。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、流域委員会委員総数の過半数の同意を持ってこれを行う。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会に諮り定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成27年9月30日から施行する。

この規約は、平成28年7月14日から施行する。

この規約は、平成29年12月18日から施行する。

この規約は、平成30年10月11日から施行する。

狩野川水系流域委員会 委員名簿

役職	氏名	所属等	専門等
委員	いたい たかひこ 板井 隆彦	特定非営利活動法人 静岡県自然史博物館ネットワーク理事	魚 類
委員	かわしま なおまさ 川嶋 尚正	静岡県内水面漁業協同組合連合会専務理事	魚 類
委員	きたむら しんいち 北村 眞一	山梨大学大学院総合研究部特任教授	地域計画・ 都市計画
委員	こまつ あつし 小松 淳	静岡県土地改良事業団体連合会専務理事	農業利水
委員	しぶさわ ひろゆき 渋澤 博幸	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系准教授	経 済
委員長	たなか ひろみち 田中 博通	東海大学名誉教授	海岸・河川
委員	ちばな たけよし 知花 武佳	東京大学大学院工学系研究科准教授	河川・環境

(敬称略 五十音順)